～ご遺族のための～

お見送り手続き
ガイドブック

【お見送り手続きのできる場所及び時間】（下記のいずれかで手続できます）

小松市役所 医療保険課　：平日　①午前10時 ②午後１時 ③午後３時

南支所　：月～土（水は休み）　①午前10時 ②午後２時

【ご予約に関する電話番号・受付時間】

電話番号　医療保険課：０７６１（２４）８２３２

受付時間　平日 午前８時４０分から午後５時２５分まで

（お手続きについては、**予約制**となっております）

小松市役所　行政管理部　医療保険課

ご遺族のみなさまへ

　このたびのご親族のご逝去につきましては、

謹んでお悔やみ申し上げます。

　ご遺族におかれましては、ご不安な中、これから医療保険、介護保険、市税をはじめとして、必要な手続きをしていただくこととなります。

　本市では、本市への手続きのほかご遺族が行うこととなります手続きが安心して行われますよう、心をこめてお手伝いさせていただきます。

小松市長

お見送り手続きデスクご利用のご案内

事前のご予約をお願いいたします。
ご予約の無い場合は、後日の手続きとなる場合があります。

お見送り手続きデスク

小松市役所１階　⑥窓口

医療保険課

(小松市小馬出町 91 番地)

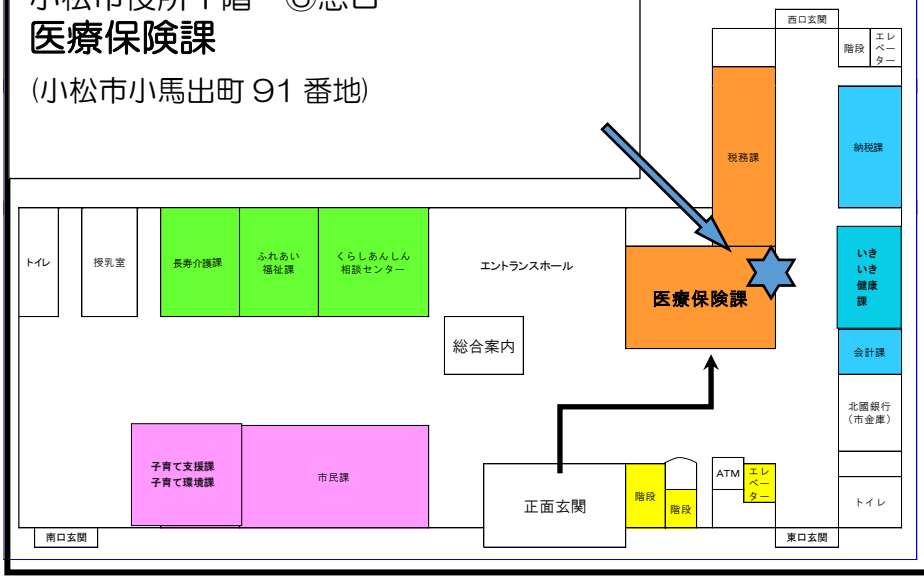

お見送り手続きデスク

南支所

（小松市蓑輪町ハ 84 番地２）

ご予約電話番号　医療保険課　（０７６１）２４－８２３２

ホームページ　http://www.city.komatsu.lg.jp/

ご予約のご案内

〇お見送りの手続きでは、関係各課の事前準備が必要なことから、予約制となっております。手続きは約１時間、手続きの種類や数によっては２時間程度かかる場合があります。

ご予約電話番号　（０７６１）２４－８２３２

〇ご予約電話受付時間：平日午前８時 40 分～午後５時 25 分まで

〇お見送り手続きデスクで手続きできる人は、相続人代表者です。
※代理人の場合には、委任状が必要となります。（最後のページに様式（例）を掲載しています）。

お持ちいただくものリスト

≪窓口にお越しになる人のもの≫

①	□	認め印（相続人代表）
②	□	お越しいただく人の本人確認書類 ・写真付きのもの１点…運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等 ・写真付きのものがない場合２点…資格確認書等、介護保険証、年金手帳等
③	□	預貯金通帳または口座番号のわかるもの（相続人代表・喪主・年金請求者）
④	□	引き落とし口座を登録・変更する場合…キャッシュカード、届出印
⑤	□	マイナンバーカード又はマイナンバー通知書（年金請求者）
⑥	□	亡くなられた人が国保又は後期被保険者の場合 ・喪主の氏名及び葬祭を行った日が確認できるもの（会葬礼状、葬儀の領収書など）
⑦	□	委任状（相続人代表・喪主・年金請求者が来庁できない場合）

≪亡くなられた人のもの≫

⑧	□	火葬許可証（訂正が必要な場合があります）
⑨	□	印鑑登録証
⑩	□	国民健康保険資格確認書等・後期高齢者医療資格確認書等
⑪	□	介護保険被保険者証
⑫	□	身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳
⑬	□	年金証書又は年金手帳（年金事務所での手続きをお願いする場合もあります）
⑭	□	障がい者医療費受給者証、ひとり親家庭医療費受給者証、こども医療費受給者証など

※亡くなられた人のもの（⑧～⑭）は、無くされた、見当たらない場合などはお持ちいただかなくても手続きいただけます。
※手続きによっては、上記以外のものが必要な場合があります。

①ご遺族が行う手続き（市役所等関係分）

カテゴリー			手続き	担当課
住民登録等	1	住民登録	世帯主変更届	市民課 24-8065
	2	印鑑登録	印鑑登録証の返納	
	3	火葬許可	火葬許可証の訂正(訂正がある場合のみ)	
健康保険	4	国民健康保険	葬祭費の支給申請	医療保険課 24-8059
			高額療養費等給付申請	
			資格確認書等・限度額認定証等の返納	
			郵便物の送付先設定	
	5	後期高齢者医療保険	葬祭費の支給申請	医療保険課 24-8148
			保険料の還付請求（還付又は追加徴収）	
			高額療養費等給付費の受領申立	
			資格確認書等の返納	
			郵便物の送付先設定	
	6	社会保険 共済保険	死亡に伴う葬祭費の支給、保険料の還付、高額療養費の支給等同様の手続きあり	加入している 医療保険の保険者
介護保険等	7	介護保険	資格異動届・郵便物の送付先設定	医療保険課 24-8148
			被保険者証・負担割合証等の返納	
			保険料の還付請求（還付又は追加徴収）	
			介護認定申請の取り下げ（申請中の場合）	長寿介護課 24-8147
			高額介護サービス費の支給申請	長寿介護課 24-8149
			家族介護用品助成券、理美容サービス利用券、寝具乾燥消毒サービス利用券等の返納	
			安心通報システムの解約	

世帯主様が亡くなられたご遺族へ

世帯主を　　様に変更させていただきました。

・上記以外の人へ世帯主を変更される場合は、ご面倒をおかけしますが、世帯主の変更届をお願いいたします。

・国民健康保険ご加入の人がおいでる場合は、新しい資格確認書等をお送りいたします。

・世帯主が変更となった月から、国民健康保険税の納税義務者も変更後の世帯主になります

カテゴリー			手続き	担当課
年金	8	国民年金	死亡届	小松年金事務所 24-1791 医療保険課 24-8060
			未支給年金の請求	
			遺族年金等支給請求	
			死亡一時金の請求	
	9	厚生年金	国民年金同様の手続き	小松年金事務所
	10	共済年金	国民年金同様の手続き	各共済組合
	11	農業者年金	国民年金同様の手続き	農業委員会 24-8152
福祉	12	障害福祉	身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の返還	ふれあい福祉課 24-8052
			心身障害者扶養共済の手続き （年金請求、弔慰金請求、死亡届出）	
			福祉手当の死亡届出	
			心身障がい者医療費助成の還付請求	
			各受給者証の返還	
			有料道路割引のＥＴＣ登録の削除	
こども	13	こども	児童手当の認定請求等	子育て支援課 24-8057
			児童扶養手当の申請	
			交通遺児等援護の申請	
			こども医療の振込口座、保険関係変更届	
			ひとり親家庭等医療の申請	
税	14	市税	市税の送付先（変更）届出	税務課 24-8029
			原動機付自動車等の名義変更等	
			固定資産税の未登記物件の相続届	税務課 24-8032
			市税等振替口座の登録・変更	納税課 24-8034
			国民健康保険税の還付等	
			滞納がある場合の納税に関する手続き	納税課 24-8033
農地・林地	15	農地	農地を相続したときの届出	農業委員会 24-8152
	16	林地	山林を相続したときの届出	農山村創生課 24-8078

カテゴリー			手続き	担当課
上下水道	17	上水道	水道使用者名義変更届	上下水道お客様センター 24-8111
			登録口座の変更届	
			水道の休止届	
	18	下水道	受益者変更届（受益者負担金納付中又は納付猶予の人）	上下水道お客様センター 24-8111
			登録口座の変更届（受益者負担金）	
			排水設備使用者変更届（井戸をお使いの方）	
市営住宅	19	市営住宅等	承継承認申請、明渡し届等	小松市営住宅管理センター 22-2345
			同居者異動届等	
その他	20	デジタル通信施設	デジタル通信施設利用者の変更、利用の解約等	スマートシティ推進課 24-8047
	21	墓	市営墓地の承継使用届	建築住宅課 24-8159
			市営墓地収蔵改葬届	
	22	犬	犬の登録変更届 (市外の方が所有者になる場合は所有者になる方の住所地で変更届が必要)	環境推進課 24-8067
	23	らく賃パスポート	らく賃パスポートの返還、料金の還付請求	地域交通政策室 24-8396
	24	防災行政無線	戸別受信機の借受者変更届・返還届のいずれか	危機管理課 24-8150
	25	消防	小松市連動型住宅用火災警報器の返還	消防本部予防課 20-2707
	26	通話録音装置 (電話詐欺防止装置)	通話録音装置の返却または借受者の変更	くらしあんしん相談センター 24-8070

※このほかにもお手続きが必要となることもあります。

～よくある質問～

Q　死亡の記載のある戸籍は、いつから取得できますか？

A　死亡の記載のある戸籍の取得ができるようになるには、死亡届が受理された日から１週間程度かかります。

※遠方から来られる等の場合や、お手続きを急ぎたいという場合には、市民課までご相談ください

②ご遺族が行う手続き（市役所関係以外分）

手続きに必要な書類には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票など）があるため、各窓口にお問い合わせいただいてから　お越しいただくとスムーズです。
戸籍謄本等は、申し出により原本が返却される場合があります。

カテゴリー		手続き	想定される窓口
27	生命保険	死亡保険金請求、入院給付金の請求	加入保険会社等
28	損害保険	名義変更、解約等	加入保険会社等
29	預貯金口座	解凍手続き	金融機関等
30	株式	名義変更	証券会社等
31	恩給		恩給相談電話　　03-5273-1400
32	国債(戦没者弔慰金)	記名変更、償還金受領	償還金支払場所 証券保管証書に記載の郵便局
33	普通自動車	自動車税	小松県税事務所 小松市園町ハ 108 番地の 1 石川県小松合同庁舎内 0761-23-1713
		名義変更・廃車	北陸信越運輸局石川運輸支局 金沢市直江東１丁目１番 専用番号 050-5540-2045
34	オートバイ (排気量 126cc 以上)	名義変更・廃車	
35	軽自動車	名義変更・廃車	軽自動車検査協会石川事務所 金沢市直江東２丁目１２３番地１ 050-3816-1853
36	国税	相続税手続き、所得税・消費税申告等	小松税務署 小松市日の出町 1 丁目 120 番地 小松日の出合同庁舎 0761-22-1171（自動音声）
37	不動産登記	所有権移転（相続）登記等	金沢地方法務局小松支局 小松市日の出町１丁目１２０番地 小松日の出合同庁舎５階 0761-22-6301（登記部門）
38	遺言	遺言書の検認・開封、相続の放棄等	金沢家庭裁判所小松支部 小松市小馬出町 11 0761-22-8541

カテゴリー		手続き	想定される窓口
39	電気（北陸電力）	名義変更・解約	お客さまサービスセンター 0120-776453
40	ガス（都市ガス）	名義変更・解約	小松ガス　　0761-22-0515
41	ガス（プロパンガス）	名義変更・解約	各契約業者
42	固定電話 (NTT 西日本)	契約継承・解約	局番なし　116 携帯電話から　0800-2000116
43	固定電話 (NTT 西日本以外)	契約継承・解約	各契約会社
44	携帯電話	名義変更・解約	各契約会社
45	インターネット	名義変更・解約	各契約会社
46	ＮＨＫ受信料	契約変更・解約 免除事由変更の届	ＮＨＫ 受信契約　0120-151515 受信料　0570-077-077
47	ケーブルテレビ	契約変更・解約	テレビ小松　　0120-390-488
48	運転免許証	返還	小松警察署 小松市上小松町乙 163 番地 1 0761-22-0110
49	パスポート	返還	小松旅券窓口 小松市園町ハ 108 番地の 1 石川県小松合同庁舎 1 階 0761-23-5931
50	クレジットカード	解約	各契約会社

③その他の制度のご紹介

制度名		制度の内容	想定される窓口
51	相続登記	相続に伴い発生する登記手続きの依頼	へるぷねっといしかわ （司法書士総合相談センター） 電話無料相談　076-292-8133
52	法定相続情報証明制度	各種相続手続きで戸籍謄本に代えて相続関係を証明できる証明制度	金沢地方法務局小松支局 0761-22-6301（登記部門）
53	家財等の売却	死亡に伴い処分が必要な家財等を発展途上国等で流通させる制度	リサイクルショップ
54	不動産の管理	不在となった家屋の通常の管理等を実施	各不動産管理会社

カテゴリー		制度	内容	担当課
55	各種証明	個人番号カード（マイナンバーカード）を利用した証明の取得	全国のコンビニ等で下記の証明が取得できます。 ・住民票　・印鑑証明書 ・戸籍謄本、抄本、附票 ・所得課税証明書	市民課 24-8064
56	こども	ひとり親家庭等医療費助成制度、ひとり親家庭放課後児童クラブ利用料助成、母子父子寡婦福祉資金貸付、寡婦療養見舞金、石川県交通災害等遺児すこやか資金、小松市交通遺児等援護金、自立支援教育訓練給付金支給制度、 高等職業訓練促進給付金等支給制度	ひとり親家庭に対する様々な福祉制度があります。	子育て支援課 24-8057
		ショートステイ、トワイライトステイ		こども家庭センター 24-8073
57	教育	就学援助費	経済的な理由でお困りの小中学生及び義務教育学校の保護者を対象に、学校で必要な費用の一部を援助しています。	学校教育課 24-8126
58	住宅	空き家・空き室バンク制度	現在居住していない、または近々居住しなくなる家や部屋を貸してもよいという方を対象に、登録を募集しております。	建築住宅課 24-8104
59	廃棄物	エコロジーパークこまつへ持込み	持ち込みできるものに制限があります。手数料は５０ｋｇまで５００円、以降１０ｋｇごとに１０２円（１００円未満切り捨て）です。	エコロジーパークこまつ 41-1600
		大型ごみ処理券での個別収集	指定の８３品目について個別収集します。料金は大きさや種類で変わります。	
60	市民相談	弁護士法律相談・司法書士相談	相続や登記などに関する困りごとに対し助言を受けられるよう、各種の特設相談窓口を設けています。相談は無料です。	くらしあんしん相談センター 24-8070

死亡に伴う各種手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理人が行う場合には、委任状が必要となりますので下記様式にご記入願います。（委任者本人が全て自筆でご記入または記名押印ください）

委任状

年　　月　　日

（あて先）小松市長
石川県後期高齢者医療広域連合長
日本年金機構

委任者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（署名または記名押印※）

生年月日　　年　　月　　日　性別＿＿＿＿

連絡先電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

受任者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代理人）氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　委任者との関係＿＿＿＿

連絡先電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委任事項

＿＿＿＿＿＿＿＿の死亡に伴う下記の事項に関する権限

☐　国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の保険税(料)の還付並びに高額療養費の支給、その他の申請等の手続き及び受領の権限
☐　市税に関する証明書の交付申請及び受領の権限
　　※この手続きをする場合は委任者の押印が必要です
☐　市税等の口座振替手続きの権限
☐　住民票の写し等の交付請求及び受領の権限
☐　住居異動届の届出に関する権限
☐　戸籍証明書の交付請求及び受領の権限
☐　年金の死亡に関する手続きの権限（下記をご記入ください）

亡くなられた人の基礎年金番号　　委任者の基礎年金番号

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(注)基礎年金番号について、不明またはマイナンバーでのご相談の場合は空欄で結構です

亡くなられた人の生年月日＿＿＿＿＿＿　委任者との続柄＿＿＿＿＿

病気やけがなどの理由で、委任状が作成できない場合は、下記のいずれかをご持参ください。

委任者本人の　☐ 身体障害者手帳 等の手帳　　☐ 介護保険被保険者証
☐ 施設、療養機関に入所されているときは施設長の証明(写し可)